### 「エピペン」®

# 必要な時、誰もが躊躇(ちゅうちょ)なく 使えるために



神奈川県厚木市立南毛利小学校の研修会(令和5年7月20日)

NPO法人アレルギーを考える母の会

#### 平成11年8月設立 平成20年4月NPO法人化

# 「母の会」はアドボカシー団体です

周囲の理解が得られず、孤立してアレルギー に苦しんでいる患者さんを守り、健康を回復 してもらうために

- ○相談活動:一人を大切に、共感と励ましを送り適切な医療や学校・園・行政によるサポートへ橋渡しします
- ○講演会・学習懇談会活動:羅針盤となる「治療ガイドライン」 をともに学び、自ら治療に取り組むアドヒアランスを育て、自己 管理を可能にします
- ○調査・研究、提言活動:建設的で具体的な提案と協力を惜しまず、アレルギー患者を支える仕組みづくりを働きかけます

## 疾患を正しく理解して対応することが基本

課題が整理され、学校の負 担が減る



相談

症状をコントロール、不安や疑問が減り心身ともに安定



学校の適切な 対応へ橋渡し



適切な医療へ橋渡し



- ①学校に出向いて養護教諭、 担任同席で保護者に対応
- ②学校に専門医による研修や 相談の機会を提供
- ③学校・保護者と面談し対応を 一緒に考える
- ④学校だけでは対応できない場合は教育委員会に提案型で働きかけ











- ①来し方の頑張りを労う
- ②適切な医療を理解する
  - 情報の提供、講演会への参加など
  - ・かかりつけ医と専門医の役割を知る
- ③適切な医療機関を受診
  - ・紹介状をもらう
  - ・積極的に報告、質問
  - アドヒアランス良く服薬などを 続ける

### 食物アレルギー、「エピペン」®をめぐる主な動き

2000年: 厚生労働究科学研班(第1期)立ち上げ

2001、2年:食物アレルギー全国モニタリング調査

2001年: 食物負荷試験ネットワーク研究開始

2001年: アレルギー物質を含む食品表示開始

2003年: 厚生労働科学研究班(第2期)立ち上げ

2003年: 「エピペン」®のハチ毒への承認

2003年: 食物アレルギーによる死亡例調査

2005年: 「エピペン」®の食物アレルギーへの適応拡大(投与は本人、家族に限る)

2005年: 「食物アレルギーガイドライン2005」刊行

2006年: 厚生労働科学研究班(第3期)立ち上げ

2006年: 食物アレルギー関連(食物負荷試験・栄養指導)の保険適用

2007年: 文部科学省の対応の現状報告(食物アレルギーの有病率2.6%)

2008年: 「学校ガイドライン | 発行、牛活管理指導表の使用(文部科学省)

教職員による「エピペン」®投与が可能に

2008年: 外来での食物負荷試験の診療報酬化

2009年: 「エピペン」®の救命救急士による使用解禁

2011年: 「保育所ガイドライン」発行(厚生労働省)

2011年: 「エピペン」®の保険適用

2013年: 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

2015年: 「学校給食における食物アレルギー対応指針」発行(文部科学省)

2022年: 生活管理指導表(食物アレルギー)の保険適用

(「母の会」作成)

#### 対応が進んでいない頃

## 食物アレルギーの子は宇宙人(?)扱い

- ○ベテラン教員ほど食物アレルギーという病気があることを信じてくれなかった
- ○「好き嫌いは私が直してあげる」と、担任教諭がアレルゲンを無理やり食べさせアナフィラキシーをおこした
- ○学校でアナフィラキシーを発症して倒れているのを 「たぬき寝入りしている」と疑われ、放っておかれた
- ○「学校で食物アレルギーの子だけ特別扱いできな い」と突き放された
- ○給食が食べられずお弁当を持参、先生からクラスに何の説明もなく、「お前だけずるい」といじめられた
- ○宿泊を伴う行事で、「何かあったらお母さんが駆け つけて対応するように」と言われていた
- ○「いつ学校で命を落としてもおかしくない」という悲壮 な覚悟で毎日、子どもを送りだしていた

小学校の給食の時間、一人だけ、この中に入ってお弁当を食べていた。過剰な対応で、本人だけでなく周囲の子どもたちの心も傷ついた(神奈川県内で)



## 「エピペン」®、対応の進展で学校などに戸惑い

- ・2005年 「エピペン」®の食物アレルギーへの適応拡大 ただし投与は本人、家族に限る
- ・2008年 「学校のガイドライン」発行 (文部科学省) 教職員による「エピペン」®投与が可能に

#### 命を救う薬なのに・・・(学校・保育所の声)

- ○医師でもないのに注射を打てるのか
- ○救急救命士も打てない(当時)のに打つのか
- ○注射するのは怖い
- ○打つタイミングが分からない
- ○学校に「エピペン」®持ってきてはいけない
- ○修学旅行には連れていけない
- ○修学旅行にお母さんも同行して
- ○「エピペン」®を持つ子は保育所で受け入れない
- ○「何があっても責任は問わない」という念書を書いて
- ○お宅の子のためにみんなが大変な思いをしている





当時の「エピペン」®

#### 【教職員による「エピペン」®投与が可能になって2年後の実情】

#### 第47回日本小児アレルギー学会 シンポジウム8で報告(2010年12月5日)

## O川崎市のA君

小学校5年生、すいかなど果物、ナッツでアナフィラキシー、「エピペン®」を処方。クラスに重症ADの友だち

(7月12日~14日 ハヶ岳少年自然の家) <当初の学校の対応>

- ○「エピペン」®対応する考えなし。「お母さんにも部 屋を用意する」と同行を求める
- ○食事はメニューだけ渡され、「自分で注意して食べなさい」
- ○アナフィラキシーなど緊急時の対応についても準備せず
- ○「環境に配慮し、お風呂で石鹸は使えない。どう しても使うのなら、起床前・就寝後に自分たちだ けで、お風呂にいきなさい」



#### **<保護者が施設に問い合わせ>**

- ○看護師が常駐。「エピペン」®を所持している児童は、事前に地元救急隊と連携
- ○「エピペン」®は、「携帯する教員を決めて対応してもらうことになっている」
- ○食事は事前に原材料を確認できる。「えびカツ」 にピーナツを使うことが分かる
- ○「石鹸を使えない」は原則。「必要があれば、使っ てもかまわない」

### <主治医が学校に説明>

- ○朝は自由時間に入浴、夜はクラスメートに説明して二人だけ石鹸を使い、スキンケア
- ○「エピペン」®は本人が携帯。それでも教員・施設・救急隊が連携することで元気に参加



## 〇さいたま市のY君 小学校5年生、くるみでアナフィラキシー

(5月8日~10日 市立舘岩少年自然の家)

#### <学校の対応>

- ○緊急時には「エピペン」®の対応をすると言いながら、「登山の時、落ちたくるみが転がっているかもしれない」と懸念を示す
- ○主治医が「拾って食べない限り大丈夫」と伝えても、学校は「踏みつけて万が一のことがあってはいけない。登山中に救急隊を呼んでも3、4時間かかる」という
- ○主治医の「学校に出向いて研修を行ってもいい」という提案を、学校は断る
- ○暗に「参加しないよう」求める



#### <保護者が同行することに>

- ○保護者は教育委員会や学校との関係が 壊れ、参加できなくなることを恐れて、施 設と連絡はとらなかった
- ○「一切、学校の責任は問わない」という同意書の提出、「エピペン®対応は保護者が行う」ことを条件に、参加を許される
- ○保護者は施設近くに宿を取り、〝影〟のように同行。無事に参加できた
- ○保護者が泊まった宿の人によれば、「救急隊は10分でかけつけられる」という。学校の説明とまったく違っていた



## ○横須賀市の0君

小学校5年生、乳一滴でアナフィラキシー

(7月21日~22日 愛川ふれあいの村)

#### <当初の学校の対応>

- ○保護者が事前の打ち合わせを学校にお願いしても、校長・担任は応じず
- ○学校、「エピペン®は預からない」
- ○「O君のために、参加する教職員を増やす ことはできない」「養護教諭も同行しない」
- ○「それでも参加するのであれば、『何があって も学校の責任を問わない』とする書面の提 出」を求められる



#### **<保護者が施設、救急隊に問い合わせ>**

- ○「ふれあいの村」には看護師が常駐
- ○救急隊は、「救急救命士が『エピペン』®に対応」 「症状によって直ちに救急搬送」「ドクターヘリ(東 海大学)も要請」と説明
- ○「村」の担当者は、「『エピペン』®は教職員に携帯 させる」「学校から事前に相談がないのは初めて」と 驚く
- ○問い合わせの結果を、保護者が校長に \*報告 \* し、対応を求める

## <主治医が学校に出向いて研修>

- ○主治医が学校まで出向いて、教職員への研修を 実施。ようやく対応を理解
- ○教頭が「エピペン」®を携帯。協力体制も整い、○君は元気に参加



## ○横須賀市の0君



# 適切な医療と周囲のサポート で普通に暮らせるのに…

「エピペン」®携帯し、市の大会でMVPに輝く大活躍

#### 楽しみにしていた修学旅行

- ○主治医から寛解と言われ、「みんなと同じものを食べられる」と思っていた。ところが校長から「<u>事故が起きたら困るので修学旅行は遠慮を</u>」といわれる。念のため「エピペン」®携帯を申し出ると校長が預かるという
- ○「食事は除去食」「<u>迷惑をかけるので宿泊先に</u> <u>謝るように</u>」と言われた。 これを聞いて「自分を守ってくれるのはいつもお 母さん、学校は何も守ってくれない」と怒り、本 人が修学旅行の参加を拒否

## 「エピペン」®、対応の進展を後押しした取り組み

(転機となった意見交換)



E・サイモンズ博士(米国アレルギー・喘息・免疫学会(AAAAI)の前会長) とアレルギー疾患対策に取り組む「母の会」顧問の浜四津敏子参議院議員が、アナフィラキシーやショックへの対応の在り方について意見を交換(2006年11月 都内)

## 意見交換のポイント

- サイモンズ アナフィラキシーに対する唯一の薬はエピネフリンです。 本人や家族だけでなく、学校スタッフも打てるようにならないとい けません。医師がすべての権限を持つのではなく、一部を生徒に、 親に、学校に移譲していくチームアプローチが必要です
- 浜四津 おっしゃる通りです。今は「エピペン」®を打てるのは本人と家族に限られています。しかし、突然ショック状態に陥った場合などは本人も家族も間に合いません。学校のスタッフや救急救命士も打てるように取り組んでいる最中です
- サイモンズ そうなれば大きな前進です。学校のスタッフ全員がアナフィラキシーを理解し、緊急時に生徒を助けられる体制になっていないといけません。学校にとっては、救急車を呼ぶ、あるいは親を呼ぶ前に、まずエピネフリンを注射することが重要なのです

浜四津 私どもも同じ考えです

## 教職員等による「エピペン」®投与 実際には誰で も投与は可能

- ○「教職員が『エピペン』を打ったらどうなるか、違法か?」(事務局長)との問いかけ ⇒ 「命を守るためだから問題ない」(「母の会」顧問・弁護士)
- ○「母の会」の問い合わせに対し、法務省刑事局局付き検事は ⇒「『緊急避難』(刑法第37条)に照らして違法性は阻却される。賠償責任も負わない(民法第698条、「緊急事務管理」)、教員や保育士であれば『正当業務行為』(刑法第35条)であり、いずれでも違法性は阻却される。起訴することもないので判例は出ようがない」と即答
- ○上記の法務省の見解を、「学校のガイドライン」作りで協力していた文部科学省学校健康教育課(当時)の専門官に伝達 ⇒「AEDと同じですね。それなら『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』にも入れましょう」と即答



#### 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

(日本学校保健会 2008年4月)

「アナフィラキシーの救命現場に居合わせた教職員が、「エピペン」を自ら注射できない児童・生徒に代わって、注射することは反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます」と明記

## 医師法第17条の解釈について①

厚生労働省医政局医事課長殿

25ス学健第17号 平成25年11月13日

文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課長 大路正浩

#### 医師法第17条の解釈について(照会)

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。 記

学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬(「エピペン(登録商標)」)を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成20年3月31日)において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

平成25年11月27日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長殿

厚生労働省医政局医事課長

#### 医師法第17条の解釈について(回答)

平成25年11月13日付25ス学健第17号をもって照会のあった件について、下記のと おり回答いたします。

記

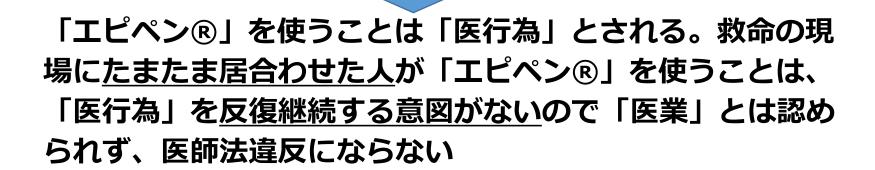
貴見のとおり。

## 医師法第17条の解釈について②

医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

「医業」とは、当該行為を行うにあたり、医師の医学的判断 及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又 は危害を及ぼすおそれのある行為(<u>医行為)を、反復継続</u>す る意思をもって行うこと…

(平成17年7月26日、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(厚生労働省医政局長通知))



## 救助する人を守る法律

#### ☆刑法第37条(緊急避難)

自己または他人の生命、身体、自由または財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、または免除することができる。

#### ☆刑法第35条(正当行為)

法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

※「正当な業務による行為」とは、法令に直接の規定はなくても、社会観念上、正当な業務に基づく ものとみられる行為のこと

#### ☆民法第698条(緊急事務管理)

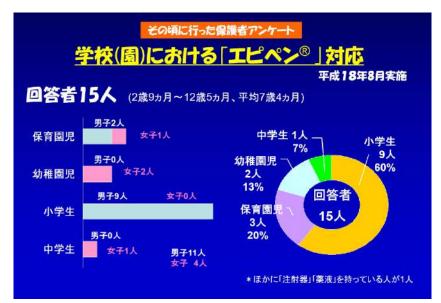
管理者は、本人の身体、名誉または財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意または重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

※「事務管理」とは、義務がないのに他人のために事務(仕事)を管理(処理)すること

## 救急救命士による「エピペン」®投与

## 学校(園)における「エピペン®」 対応のアンケート(2006年8月)

- ○前年に「エピペン」®の食物アレルギーへの適応拡大、ただし投与できるのは本人、家族に限るとされた時期
- ○そのため給食の時間に「エピペン」®を持った保護者が校門近くで待機する姿があちこちで見られるようになった
- ○そうしたお母さんにアンケートをお願いしたところ、寄せられた15人のほぼ全員が救急救命士による投与を望んだ





## 救命士の投与を可能にするよう厚生労働省に申し入れ 2006年9月15日

「海外の動向などを見ながら前向きに検討したい」と回答(厚生労働副大臣)

#### 国会で質疑、実現へ

#### 2007年10月(参議院予算委員会)

浜四津議員(「母の会」顧問)の強い求めに対し、舛添厚生労働大臣が、「早急に実現するように頑張ってやりたい」と答弁

(厚労科研特別研究班を立上げ)

#### 2009年3月

厚生労働省が通知を発出、処方されている「エピペン」®を救急救命士が投与できることに



ヨ 本 經 濟 新 聞(タ刊)

2006年(平成18年)9月16日(土曜日)

がべた。 が向きに検討したい が向きに検討したい ができる必要はあ ができる必要はあ ができる必要はあ ができる必要はあ ができる必要はあ アレルギーショックの治療薬

救命士に認めて」

患者団体、厚労省に要望書

またをようことがある。 大学で使えるようになるだけでも で使えるようになるだけでも では、多くの命を教える」 では、多くの命を教える」 では、多くの命を教える」 では、の母親(領) う男児(6)の母親(領) う男児(6)の母親(領) では、からないの きるとは限らないの きるとは限らないの きるとは限らないの きるとは限らないの きるとは限らないの きるとは限らないの きるとは限らないの きるとは限らないの といい。 では、の母親(領) の母親(領) の母親(知) まな、ことは、またい。 はないでした。 とのアレルギー反応で起 とのアレルギー反応で起 できる。 できるが、エピネ できるが、エピネ できるが、エピネ できるが、エピネ できるが、エピネ できるが、エピネ できるが、エピネ できるが、エピネ できるが、エピネ できるが、エピネ

#### そうした中、地域では積極的な連携も

## 救急隊と連携した大阪狭山市の取組み

(2009年3月から、処方された「エピペン®」の投与が可能に)

#### ○2009年7月30日 文部科学省学校健康教育課長(依頼)

「エピペン」®を処方されている児童生徒が在籍している学校は、その児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関と連携すること。「エピペン」®を処方されている児童生徒の救急搬送を依頼する場合、「エピペン」®が処方されていることを消防機関に伝えること(要旨)

#### ○2009年7月30日 総務省消防庁救急企画室長(技術的助言)

(上記の「依頼」と同内容が徹底される)

#### 連携のある患者さんを通じて

## 学校・教委・救急隊の「連携」を提案

市教育長、教育部長らと意見交換(2010年8月12日)



市消防本部次長(救急救命士)、 救急グループ主幹と意見交 換(8月12日)

## 学校・教委・救命士が一堂に会した研修を実施

(2010年9月6日 大阪狭山市立第三小学校)

〇講師:大阪府立呼吸器·アレルギー医療センター(当時) 亀田誠先生

〇教育長、消防所長、実施校の全 教職員、幼稚園教諭、給食セン ターなどからも参加







単成25年度大阪アドルボー対象音製製

アンルザン 料・生気・小皮 \*ARB+TPH+55、FCTE

(f) - m

ゼリーに変更(ごは人特容)

HIRO.

n 10 0 0 0 0 0 0 1 0 1 0 1 4 0 1 4

ロチ2-260-0221 (竹村 最先生) エピペン取み集: 2種類 (発用等・製味時)

LOCKED.

松放停止

BEARS.

代替在

当然死被強烈

アナナイラモンーの日報

**印度太阳院** - 小果具 (食多療法)









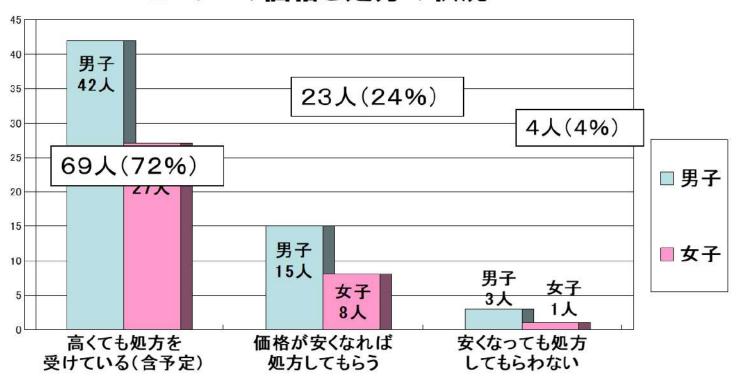
食の受け渡しは一か所で行う「エピペン」②の保管、除去

## 「エピペン」®の保険適用 (2011年)

## 患者は「エピペン®」の保険適用を望んでいた

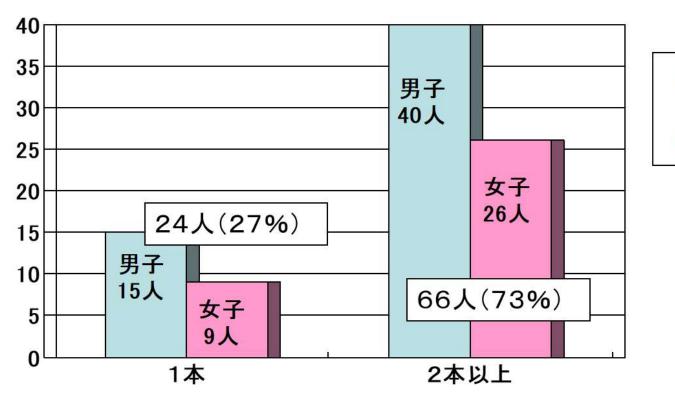
(2011年4月に行った「母の会」アンケート)

#### エピペン®の価格と処方の状況 n=96



## 価格(エピペン®)が下がった時に持ちたい本数

n = 90



男子	

■女子

	1本	2本 以上
男子	15	40
女子	9	26
計	24	66

## 厚生労働省保険局長に保険適用を要望

(2011年9月1日、患者4団体が連名で)

#### 同年、「エピペン」®に保険適用

平成23年9月1日

厚生労働大臣 細川 律夫殿

#### アドレナリン自己注射薬への保険適用を求める要望書

NPO法人アレルギーを考える母の会 代表: 側部まり子 アレルギーっ子の子育てママ 代表: 木村かれる

スマイルスマイル 代表:田野 城美 ALサインプロジェクト 代表:服器 佳童

時に命を脅かすアナフィラキシーやアナフィラキシーショック症状を呈する 重篤な食物アレルギー患児(者)にとって、アドレナリン自己注射薬(エビベン)が病院に駆けつける前の救命手段として大きな安心感をもたらしていることに、深く感謝いたします。

平成17年3月の食物・薬物アレルギーへの適用拡大から6年が経過した今年春、アレルギーを考える母の会など患者支援団体は、自己注射薬の所持状況についてアンケート調査を行いました。アンケートにはアナフィラキシーやショック症状を呈する96人の児の保護者が回答し、61人(64%)が処方されて所持し、35人(36%)は処方されていませんでした。また67人(70%)が「高くても必要だから処方してもらう」と回答する一方、23人(24%)は「価格が安くなったら処方してもらう」などと答え、入手に要する費用が下がった場合に持ちたい本数では、回答者90人のうち66人(73%)が「2本以上」と答えました。

これらの結果から、自己注射薬の入手に要する費用の現状(1本で 1万2 千円から 1万5 千円程度、入手後の有効期間 1 年程度)から、処方してもらうことをためらっている保護者がいることが示唆され、費用が低減されれば、「学校や保育園、家庭でそれぞれ保管」など、より安心を高めるために複数本を持ちたいと思う保護者が多くいることが分かりました。

平成22年4月現在、31県で乳幼児医療費に対する公費負担事業が行われていることから、アドレナリン自己注射薬に保険が適用されれば多くの予育て世代の医療費負担が減り、複数本を持つことで、保護者の手許にいない時の子どもたちの安心がさらに高まると思われます。

以上のことから、厚生労働大臣におかれましては、早期にアドレナリン自己 注射薬に保険を適用していただきますよう強く要望いたします。



2011年9月1日、厚生労働省に外口崇・保険局長(当時、写真右)をたずね、患者支援4団体の連名で「エピペン」®の保険適用を要望した

# 明らかな投与の遅れ

#### 取り組みが進められている中で

## 小学校で給食の誤食による死亡事故が発生

(2012年12月 東京·調布市)

【経過】抜粋(赤字は「母の会」注)

(13:35) Sさんは便座に座り後方にもたれかかるように座っていた呼吸無し、脈波触知せず 顔面蒼白 (心肺停止)

(13:36) <u>校長がエピペン注射</u> (1回目は針が刺さらず、再度試み、打った) (症状発現から14分)

AED用意、通電の必要なし のメッセージ

(13:40) 救急車到着(10分で到着)

(14:12) 杏林大学到着

(16:29) 死亡確認

調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書

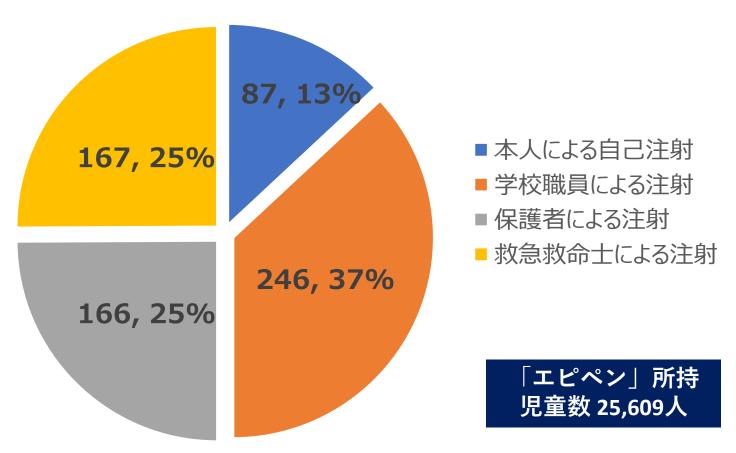
#### 「エピペン」®が適切に使われていたら、救命されていた可能性も

(後で分かったこと:この学校で適切な研修は行われていなかった)

## 必要な時に使われない可能性は今もある



令和3年4月1日~令和4年3月31日



(日本学校保健会 令和4年度アレルギー疾患に関する調査報告書)

#### 「エピペン」®

# 販売しただけでは、 使われません





医療者、行政 患者 製薬企業

#### NPO 法人アレルギーを考える母の会主催 オンライン 研修会

(後援:文部科学省、厚生労働省、総務省消防庁)

#### 食物アレルギーの最新知識と緊急時対応の 研修会 (学校・保育所、救急隊向け)

募集要項(令和5年度)

本事業は(公財)ニッポンハム食の未来財団の助成を受けて実施します

食物アレルギーの子どもたちが希望を持って安心して暮らせるためには、正しい診断に基づく医学的に適切な対応と、学校や保育所など居場所での理解と適切な支援が必要です。学校では「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成 20 年、令和元年度改訂)、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月)、保育所では「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年、平成31年度改訂)などに基づく支援が求められます。また緊急時の「エピベン」®投与では、時に救急救命士の積極的な関わりも求められます。本研修会では、食物アレルギーの最新知識と緊急時対応について理解を深め、学校や保育所、救急の現場などでの食物アレルギー対応の充実を図ります。

#### \* 本研修会はオンライン会議ツール(Zoom)を 使用して行います



(インターネットを利用できる PC、スマートフォンで参加できます)

#### 【第1回】令和6年2月2日(金) 14:00~17:00 質疑あり

○内容:学校・保育所での食物アレルギー対応と緊急時への備え ○議師:昭和大学医学部小児科学議座教授 今井孝成先生

【第2回】令和6年2月16日(金) 14:00~17:00 質疑あり

○内容:学校・保育所での物アレルギー対応と緊急時への備え○講師:昭和大学医学部小児科学講座教授 今井孝成先生

\*第1回と第2回は同じ内容です

【定 員】各回 1,000 人 (申込者 1 人について、参加 URL にアクセスできる PC・スマホは 1 台です)

【参加器】 無料

(裏面に申し込み方法と講師の略歴)

今年度も「母の会」は全国から参加できるオンライン研修会を開催

# NPO法人アレルギーを考える母の会

## 相談窓口(無料)

毎月第4火曜10時~12時 かながわ県民センター15F 相談専用携帯 090-3220-4425 (24時間対応)

ホームページ: hahanokai.org

